

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

① 多量に排出する事業者に対する発生抑制や再生利用等の指導

(1) 事業目的

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、排出抑制、分別、再生利用及び適正処理に関する指導を行い、廃棄物の減量化を進めます。

(2) 取組状況

産業廃棄物の多量排出事業者（年間排出量1,000t以上、特別管理産業廃棄物については50t以上）に対して、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出を指導しました。また、計画書、実施状況報告書についてホームページで公開しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167